

被災者生活再建の手引き

・・・住宅の確保に向けて・・・

この手引きの趣旨

この手引きは、台風12号により新宮市内で被災された方が、できるだけ早く本来の生活に戻っていただくために、どのようにして住宅を確保していくか等をお考えいただく際の参考にしていただけるよう作成したものです。

今後の住宅の確保に向けた計画づくりに、この手引きをご活用いただければ幸いです。

新宮市災害対策本部

- ※ この手引きには、平成23年10月31日現在の情報を掲載しています。
- 今後も、生活再建のための低利融資制度などの支援策について、概要が決まり次第、別途ご案内します。

目 次

住宅の確保に向けて

- 1 「全壊」と判定された方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 「大規模半壊」と判定された方へ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 「半壊」と判定された方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 「床上浸水」と判定された方へ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

り災証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

経済面の支援

- 1 被災者生活再建支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 住宅応急修理制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 生活再建・住宅応急修理支援制度（支援額一覧表）・・・・・・・・ 8
- 3 障害物の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 新宮市台風12号被災住宅取り壊しにかかる補助金制度・・・・・・・・ 10
- 5 新宮市台風12号被災倉庫取り壊しにかかる助成金制度・・・・・・・・ 11
- 6 和歌山県被災者向け民間借上げ住宅入居制度・・・・・・・・・・ 12
- 7 新宮市被災者向け民間賃貸住宅の家賃助成金事業・・・・・・・・・・ 13
- 8 融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 9 ライフライン（公共料金等）に関する特別措置・・・・・・・・・・ 17

見舞金・義援金一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

その他のお問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

住宅の確保に向けて

1 「全壊」と判定された方へ

ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図

「り災証明」による被害の証明
全 壊

支給が予定される義援金・見舞金

見舞金・義援金一覧表 → P 1 8

仮の住居を確保したい方

「和歌山県被災者向け民間借上げ住宅入居制度」 → P 1 2

新築・改築をご希望の方

被災者生活再建支援制度

→ P 6

住宅等の解体をお考えの方

- 新宮市台風12号被災住宅取り壊しにかかる補助金制度
→ P 1 0
- 新宮市台風12号被災倉庫取り壊しにかかる助成金制度
→ P 1 1

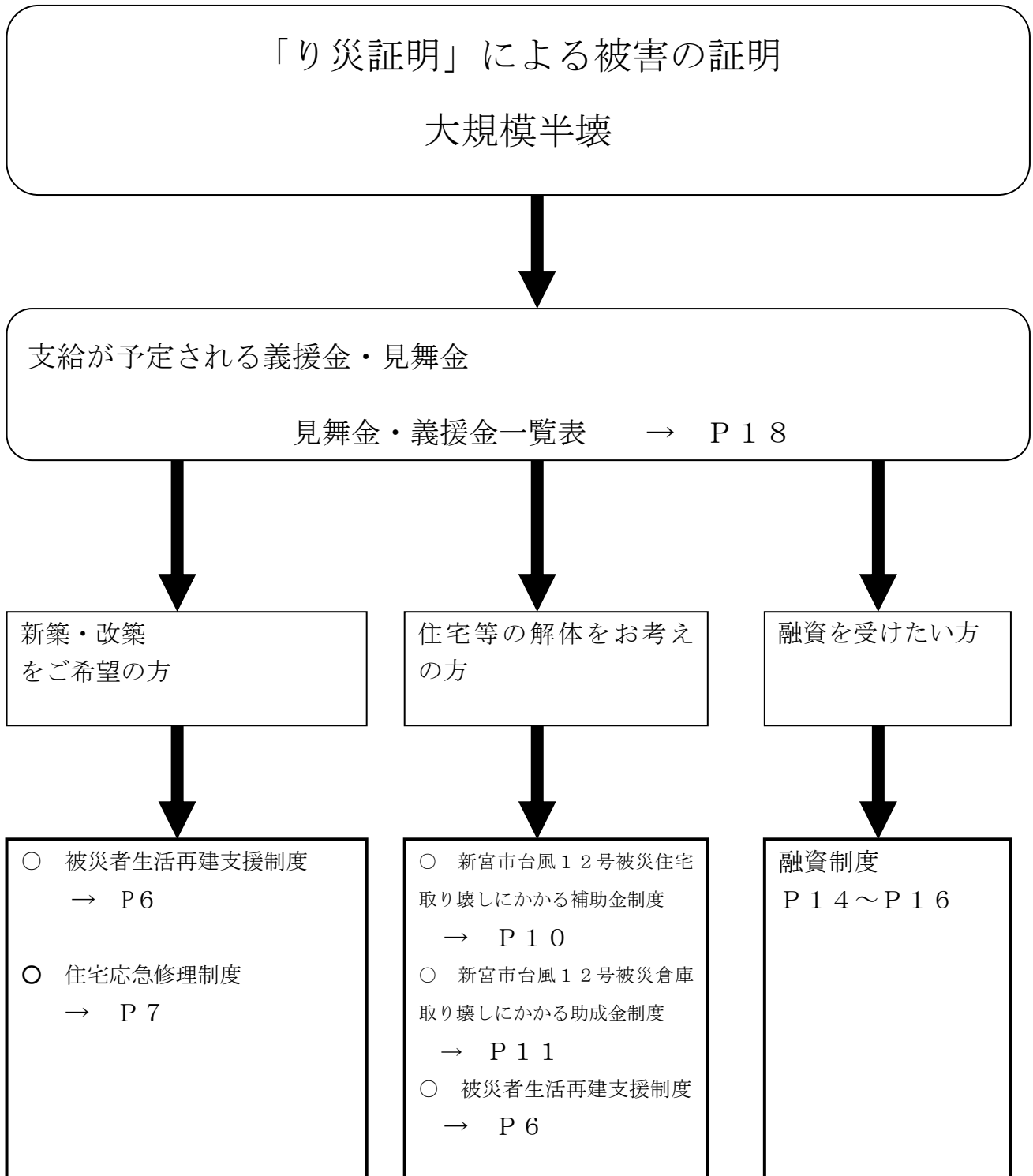
融資を受けたい方

融資制度

P 1 4 ~ P 1 6

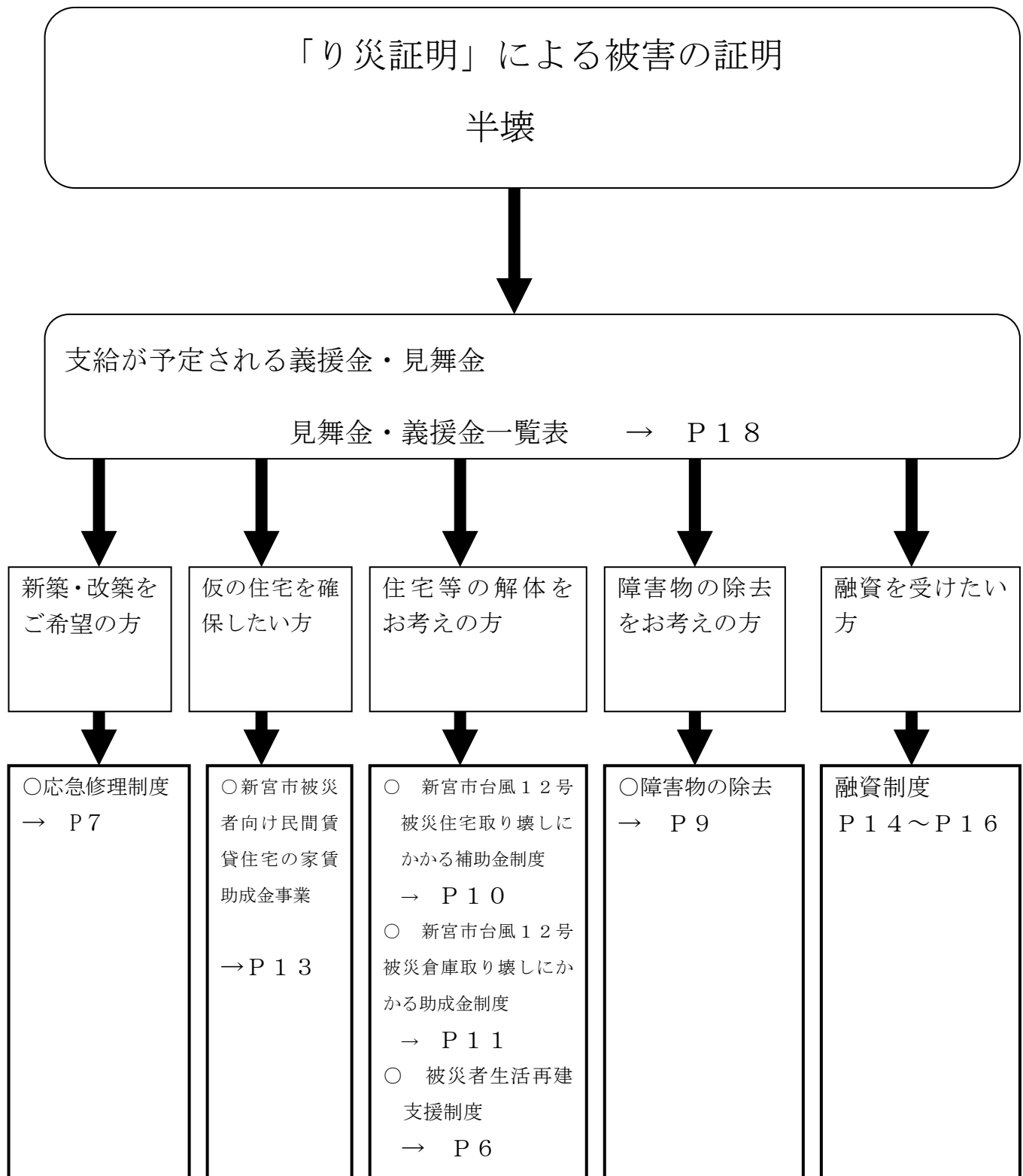
2 「大規模半壊」と判定された方へ

ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図



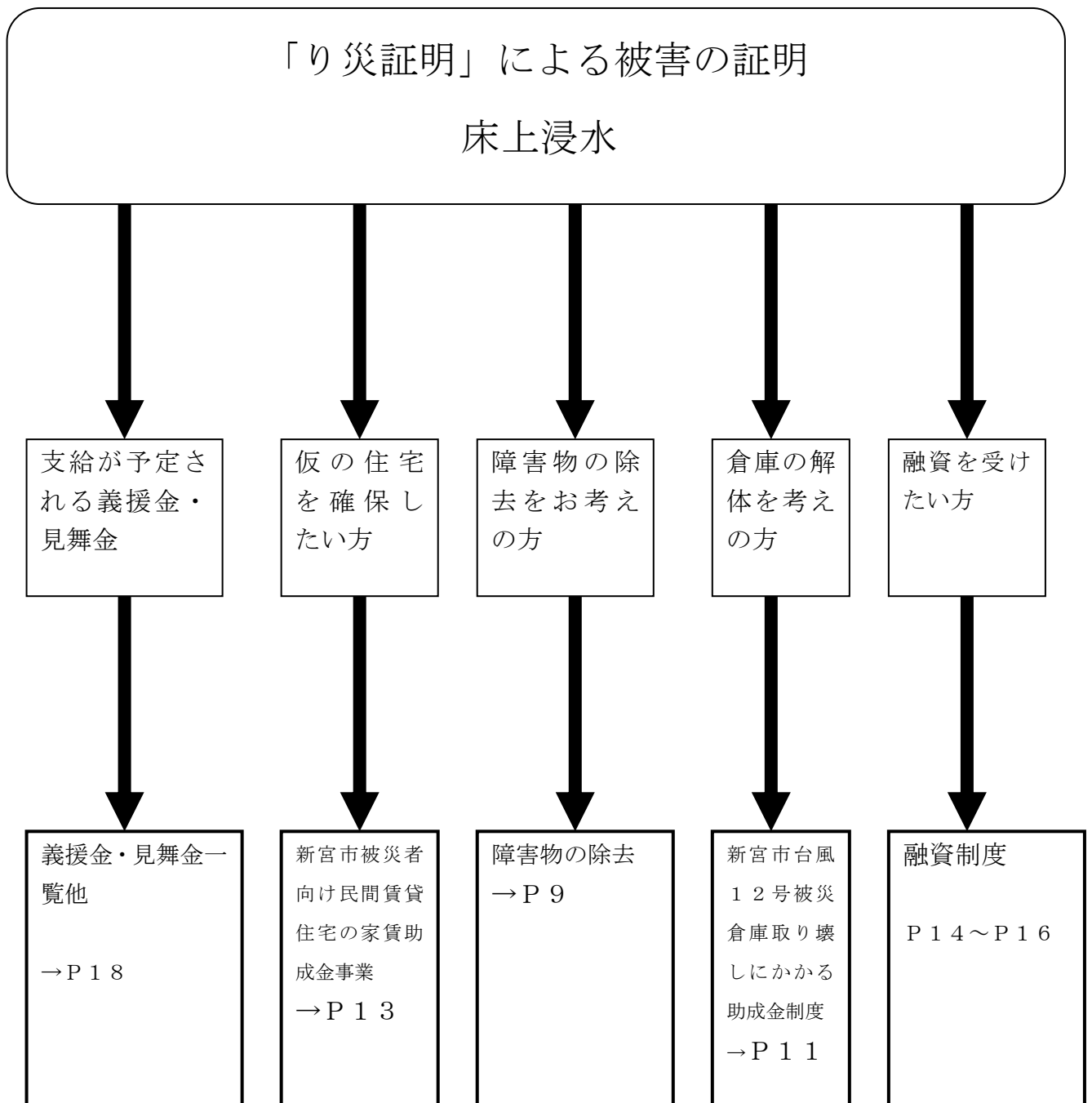
3 「半壊」と判定された方へ

ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図



4 「床上浸水」と判定された方へ

ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図

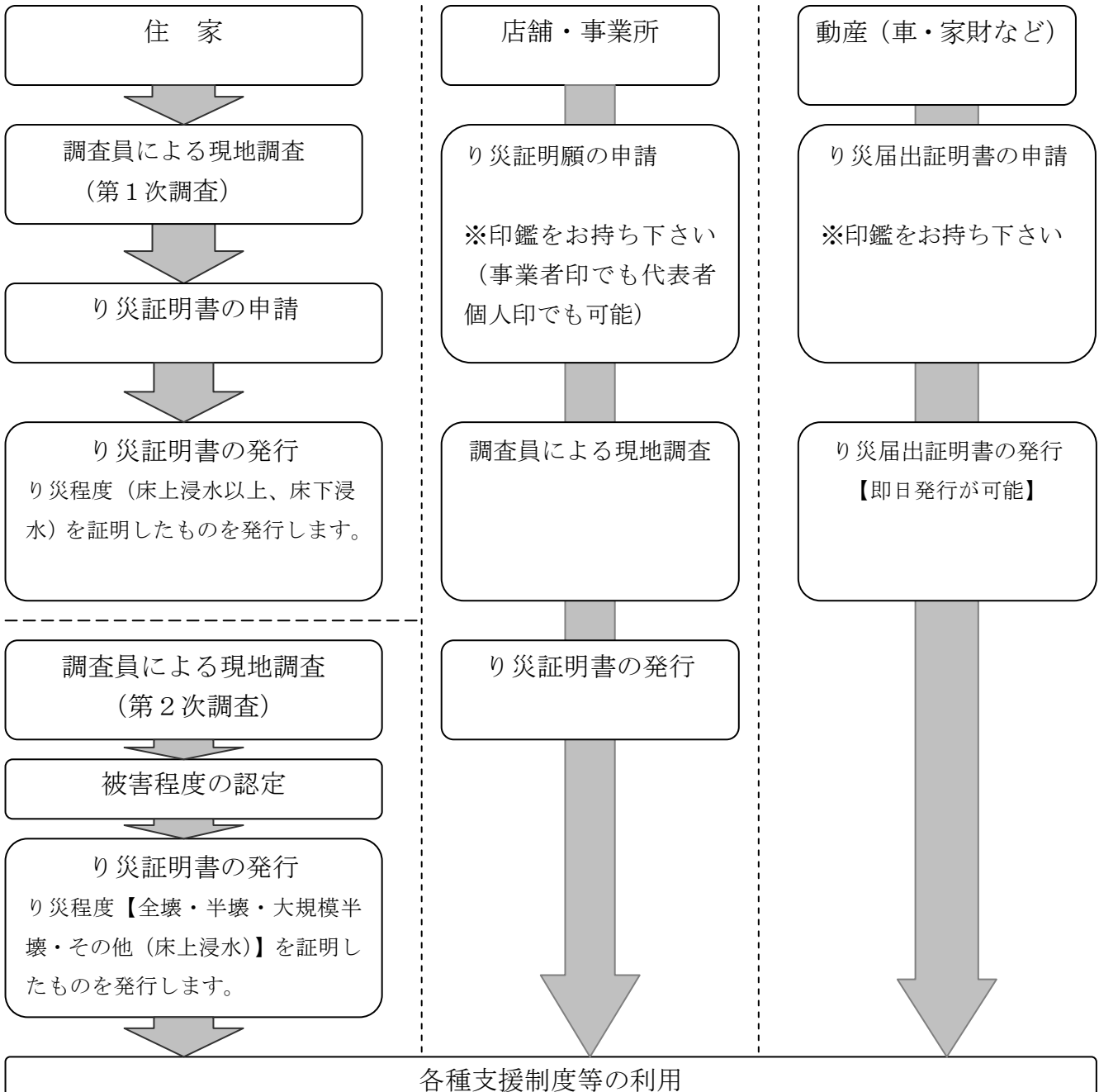


り災証明について

- ①「り災証明」とは市が実施する「住家の被害認定調査」に基づき、建物に水害などで災害を受けたことを証明するものです。
- ②「り災届出証明」とは、被害の届出がなされたことを証明するもので、被害が生じた動産などが対象になります。

「り災証明書」・「り災届出証明書」の発行の流れ

台風 12 号による被害を受けたものが



申請受付場所・お問い合わせ先

場所	開設日・時間	お問い合わせ先
被災者支援対策室 (新宮市職業訓練センター内)	月～金 午前9時から午後7時	0735-23-3333
被災者支援対策室分室 (熊野川行政局内)	土日祝 午前9時から午後5時	0735-44-1001

経済面の支援

居住するご自宅に大きな被害を受けた方を対象に、住宅の被害程度や再建方法に応じ支援します。

原則として、市役所が発行するり災証明が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊（解体した場合のみ）」の方がご利用できます。

1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（国の制度・平成 23 年 4 月 1 日現在）

① 基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給する支援金

対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

支給額 … 次頁【表】「国の制度」に掲げる「基礎支援金」を定額で支給

- 全壊世帯：支給額 75 万円～100 万円
- 大規模半壊世帯：支給額 37.5 万円～50 万円

② 加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給する支援金

対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

支給額 … ご自宅の再建方法に応じ、「加算支援金」を定額で支給

- ◇ ご自宅を建設又は購入した場合：支給額：150 万円～200 万円
- ◇ ご自宅を補修した場合：支給額 75 万円～100 万円
- ◇ ご自宅を賃借した場合：支給額 37.5 万円～50 万円

※ 応急仮設住宅などに入居される方も、ご利用できます。

※ 単身世帯の方については、上記支給金額の4分の3になります。

※ 【大規模半壊世帯】又は【半壊世帯】であっても、倒壊防止や補修費等が著しく高額になるなど、やむを得ない理由があると認められ、住宅を解体した場合は【全壊世帯】の区分になる場合があります。

※ また、被害認定にかかわらず、敷地被害により上記と同様、やむを得ない理由があると認められ、住宅を解体した場合についても【全壊世帯】の区分になる場合があります。

被災者生活再建支援制度に関するお問い合わせ先

新宮市役所 被災者支援対策室 0735-23-3333

2 住宅応急修理制度

被災の程度が、「大規模半壊」又は「半壊」の方で、被災したご自宅の応急的な修理に係る費用を負担する国の制度があります。

なお、被災の程度が「全壊」の方であっても、応急的な修理を行うことで居住することが可能な方もご利用できます。

また、負担する額には、限度額があります。

住宅応急修理制度（国の制度）

住宅応急修理制度（国の制度）の限度額は52万円です。

制度利用に当たって、被災の程度が「半壊」の場合は、所得要件等がありますので、ご注意ください。

前年の世帯収入等が、以下の表のいずれかに該当する方がご利用いただけます。

【半壊の場合の所得要件】

- ① （収入額） < 500万円
- ② 500万円 <（収入額） ≤ 700万円で、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- ③ 700万円 <（収入額） ≤ 800万円で、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

※ なお、「大規模半壊」の方は、所得要件はありません。

注意事項

◇ 申請をせずに修理を行い、支払いまで終わっている場合は対象となりません。

◇ 応急仮設住宅に入居される方は、この制度はご利用できません。

応急仮設住宅に入居される方で住宅の補修を考えていらっしゃる方は、前記1の被災者生活再建支援制度をご利用下さい。

◇ この制度は市が新宮建築組合に発注して補修を行うものですので、事前にお問い合わせください。直接工業者に発注はしないでください。

応急修理制度に関するお問い合わせ先

新宮市役所 都市建設課 0735-23-3352

生活再建・住宅応急修理支援制度支援額一覧表

(被害状況・基準)	被災者生活再建支援制度 (単位：万円)				応急修理制度	
	世帯構成	基礎支援金	加算支援金			計
全 壊	2人以上	100	建設・購入	200	300	(注2)
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	単身	75	建設・購入	150	225	
			補修	75	150	
			賃借	37.5	112.5	
大規模 半壊	2人以上	50	建設・購入	200	250	52
			補修	100	150	
			賃借	50	100	
	単身	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5	
			賃借	37.5	75	
半 壊	2人以上				52	
	単身				(注3)	

(注1) 「被災者生活再建支援制度」の「加算支援金」は住宅再建方法(「建設・購入」「補修」「賃借」の3区分)により異なります。

複数の方法(区分)が該当する場合は、それらの中の一番高い区分の額が最終的な支援額になります。

(注2) 全壊であっても、応急修理を実施することにより居住が可能になる場合は、対象となる場合があります。

(注3) 前年の世帯年収などの要件を満たす世帯が利用できます。

※ 表内の斜線部は、支援制度の対象外となります。

※ 被災者生活再建支援制度(「国の制度」)の申請期限は、政令で次のとおり定められていますので、申請もれのないようご注意ください。(平成23年10月現在)

○基礎支援金(平成24年10月1日まで) ○加算支援金(平成26年10月1日まで)

※ 住宅応急修理に係る費用は、直接市町村から住宅応急修理施工者に支払われます。

3 障害物の除去

制度の概要

災害救助法の規定により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない方を対象に、申請に基づき新宮市が障害物の除去を行う制度です。

対象となる世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

- ① 原則として住家が半壊または床上浸水した世帯
- ② 応急仮設住宅（民間賃貸住宅）を利用しないこと

支援の方法

- 現物支給（市が業者に除去を依頼し費用を支払う方法）
- 限度額 1世帯あたり134,200円

申請期限

当分の間

注意事項

- 生活に不可欠でない庭、物置等にある障害物は対象となりません。
- 障害物の除去にかかる費用が限度額を超えた場合、差額分についてはご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- 申請をせずに除去を終えた場合は対象となりません。

障害物の除去に関するお問い合わせ先

新宮市役所 生活環境課 0735-23-3349

4 新宮市台風12号被災住宅取り壊しにかかる補助金制度

制度の概要

被災の程度が、「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」と判断された住宅の所有者に対して、住宅の上屋部分の取り壊しにかかる費用の一部を補助する市の制度があります。

なお、補助する金額は上限があります。

補助金額

住宅の上屋部分を取り壊す際に要した費用（50万円を限度とする）

交付の対象となる方

- 原則として新宮市内に居住し、り災証明書におけるり災程度区分が全壊、大規模半壊又は半壊と判定された住宅を取り壊す当該住宅の所有者及び当該住宅をすでに取り壊した場合の当該住宅の所有者
- 当該住宅にかかる債権及び債務の整理が行われた住宅の所有者

申請受付期間

平成23年12月28日（水）まで

該当する建物

- 住宅用家屋
- 住宅兼店舗
- 店舗
- 住宅に付随する倉庫

注意事項

- 建物の上屋部分の取り壊しに対する費用で、基礎部分の対象となりません。
- 住宅に付随する倉庫について、倉庫のみの取り壊しは対象となりません。
- 居住する家を優先するため、店舗の取り壊しを希望する方については、調査時期が遅くなることがあります。
- 解体廃材の運搬費用について、市から業者に対して30万円を上限に支払いを行います。

「新宮市台風12号被災住宅取り壊しにかかる補助金制度」に関するお問い合わせ先

新宮市役所 生活環境課 0735-23-3348

5 新宮市台風12号被災倉庫取り壊しにかかる助成金制度

制度の概要

台風12号により倉庫が被災し、倉庫を取り壊す際に必要な費用の一部を助成する制度です。

なお、補助する金額は上限があります

補助金額

倉庫一棟の取り壊しに要した費用の額（50,000円を限度とする）

交付の対象となる方

- 台風12号により被災したことにより取り壊す倉庫の所有者
- 台風12号により被災したことによりすでに取り壊した倉庫の所有者

申請受付期間

平成23年12月28日（水）まで

注意事項

- 解体廃材の運搬費用についても、市から業者に対して30万円を上限に支払いを行います。
- り災届出証明が必要です。

「新宮市台風12号被災住宅取り壊しにかかる補助金制度」に関するお問い合わせ先

新宮市役所 生活環境課 0735-23-3348

6 和歌山県被災者向け民間借上げ住宅入居制度

支援の内容

台風12号の被災者に対し、応急仮設住宅への入居のほか、民間賃貸住宅を借上げ、住宅の提供を行う県の制度です。

住宅の賃貸契約は、県と所有者（大家さん）の間で行い、最大2年間、県が家賃の支払いを行う制度です。

対象となる世帯

台風12号により、全壊・全焼または流出し、居住する住家がない方であって、自らの資力では住宅を得ることができない方が対象となります。

注意事項

- 申し込み受付期間 平成23年9月28日～同12月31日（土）まで
- 入居する物件は、家賃6万円以下の物件に限られるなど、所定の要件がありますのでお問い合わせの上、ご確認ください。
- 光熱水費及び共益費については、制度を利用される方のご負担となります。

申請に必要な書類

- 被災証明書（住家が全壊、全焼または流出したことが確認できるもの）
- 和歌山県被災者向け借上げ住宅入居申込書
- 入居しようとする者が全て入った住民票
- 入居しようとする者の免許証、保険証の写し、その他、本人確認ができる資料

「和歌山県被災者向け民間借上げ住宅入居制度」に関するお問い合わせ先

新宮市役所 管理課 0735-23-3354

7 新宮市被災者向け民間賃貸住宅の家賃助成金事業

支援の内容

新宮市では、国等の支援金の制度では対象とならない「半壊」及び「床上浸水」の被害にあわれた方を対象として、家賃を助成する制度を設けました。

台風12号によって、被災された方に対し民間賃貸住宅の家賃にかかる費用の一部を助成するものです。

対象となる世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

- ① 平成23年9月2日現在、新宮市内に居住していた方
- ② 平成23年台風12号で、家屋が半壊・床上浸水したことにより居住できなくなり新たに民間賃貸住宅に入居する方で、自らの資力では住宅の確保ができない方

受付期間

平成23年10月27日（木）～平成23年12月28日（水）

助成金額及び期間

- 家賃（共益費を含む）1ヶ月間3万円を限度（1,000円未満は切り捨て）
- 12ヶ月間

対象となる民間賃貸住宅

原則として、新宮市内の民間賃貸住宅（空き家）

申請に必要な書類

- 申請書 ○ 印鑑 ○ 住宅賃貸契約書の写し
- ※ 審査した結果（決定・却下）を通知させていただきます。

新宮市被災者向け民間賃貸住宅の家賃助成金事業に関するお問い合わせ先

新宮市役所 被災者支援対策室 0735-23-3333

8 融資制度（返済が必要です）

	制 度 名	ご利用できる方	概 要	お問い合わせ先
個人向け (生活再建)	災害援護貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	【貸付限度額】 150万円～350万円 【貸付利率】3%	被災者支援対策室 0735-23-3333
	愛の福祉金庫貸付事業	○新宮市に3ヶ月以上住所を有する方 ○低所得であって、災害疾病などの理由により緊急一時金を必要とする方	【貸付限度額】5万円 【貸付利率】無利子 【償還方法】10回	和歌山県社会福祉協議会 073-435-5223 新宮市社会福祉協議会 0735-21-2760
	緊急小口貸付事業	○新宮市に3ヶ月以上住所を有する方 ○低所得であって、災害疾病などの理由により緊急一時金を必要とする方	【貸付限度額】15万円 ※要保証人 【貸付利率】 年3% 【償還方法】 貸付を受けた日の属する月から2ヶ月間据置き、その翌月から10か月	和歌山県社会福祉協議会 073-435-5223 新宮市社会福祉協議会 0735-21-2760
	生活福祉資金貸付制度	○新宮市に3ヶ月以上住所を有する方 低所得であって、災害疾病などの理由により緊急一時金を必要とする方	【貸付限度額】150万円 ※住宅の補修等を必要とする場合は400万円以内 【貸付利率】 無利子（連帯保証人有） 1.5%（保証人なし） 【償還方法】貸付の日から最長2年以内の据置期間有り。据置期間経過後7年以内 ※最長20年以内まで可能	和歌山県社会福祉協議会 073-435-5223 新宮市社会福祉協議会 0735-21-2760

	制 度 名	ご利用できる方	内 容	お問い合わせ先
個人向け (住宅・家財など)	災害復興住宅融資	住宅が全壊、大規模半壊、または半壊の被害を受けた方	【貸付限度額】 建設 1,400 万円+450 万円 (特例加算) 【貸付利率】 基本融資額 年 1・67% 特例加算 年 2・57% 【償還期間】 25 年～35 年以内 ※ 据置期間 1 年～3 年間設定可能 (融資種別により異なる)	住宅金融支援機構 0120-086-353
	新宮信金災害復旧ローン	台風 12 号により被害を受けた方	資金の用途は下記のとおり。 <input type="checkbox"/> 住宅の補修・修繕 <input type="checkbox"/> 自動車の修理・買換資金 <input type="checkbox"/> 家具・家電等の修理買換資金 【貸付限度額】 500 万円以内 【融資期間】 3ヶ月以上10年以内 【融資利率】 年 2・0% (固定金利) 【取扱期間】 23 年 9 月 1 日から 23 年 12 月 31 日まで	最寄りの新宮信用金庫窓口へ

	制 度 名	ご利用できる方	【融資限度額】	お問い合わせ先
事業者・農林漁業者向け	平成23年台風12号 災害復旧対策資金 (事業再建に必要な設備資金・運転資金)	事業所その他の主要資産が被害を受けたことについて、り災証明の交付を受けた方	8,000万円以内 【融資期間】 10年以内の割賦償還 (うち据置2年以内) 【融資利率】 年1.0%以内(固定金利) 【信用保証率】 年0.5%～年1.30% 【取扱期間】 平成23年10月1日から平成24年3月31日まで	和歌山県商工振興課 073-441-2744
	災害復旧貸付 (国民生活事業及び中小企業事業)	災害により被害を受けた中小企業	災害復旧のための運転資金または設備資金を貸し付けます。	日本政策金融公庫 田辺支店 0739-22-6120
	小規模企業共済災害時貸付	50万円以上の貸付限度額を有する共済契約者	被災地域に事業所を有するなどの要件に該当する方を対象。原則、即日かつ低利で貸付を行います。	日本政策金融公庫 田辺支店 0739-22-6120
	農林漁業セーフティネット資金 (農林水産事業)	林漁業者の方	不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上げが減少し、資金繰りに支障をきたしている場合に、資材費、労務費といった長期運転資金を融資します。	日本政策金融公庫 田辺支店 0739-22-6120

9 ライフライン（公共料金等）に関する特別措置

<u>電気料金の特別措置</u>	大雨により被災された方	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の支払期限の延伸 ・不使用月の電気料金免除 ・工事費等の免除 等の特別措置を行います。	関西電力 和歌山支店 電話：073-422-4150 新宮営業所 電話：0735-22-5211
<u>電話料金の特別措置</u>	被災・避難された方	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示、避難勧告等で電話の未使用期間の基本料金等の免除 ・避難指示、避難勧告等で仮住居へ移転する際の移転工事料を免除等の特別措置を行います。 	NTT西日本 局番なしの116 携帯・PHSからは 0800-2000-116
<u>NHK受信料の免除</u>	放送受信契約者(半壊または床上浸水以上の被害を受けた方)	受信料を免除 (免除の期間は、個別に被害状況等を確認し決定される)	NHK視聴者コールセンター 0120-151515 (フリーダイヤル) 050-3786-5003 (有料)
<u>携帯電話料金の特別措置</u>	台風12号により被災された方	各社により、支払期限の延期や破損、水濡れ、紛失等で携帯電話の交換等を希望する場合、機種により無償または一部減免される場合があります。	各社のサービスセンターへ
<u>金融機関による特別措置</u>	同 上	預金通帳・印鑑等を紛失した場合の預金引き出しに関する弾力的な取扱を実施しています。	お取引先の各金融機関へご確認ください。

見舞金・義援金一覧表

県および新宮市から、被害の程度に応じて支給される予定の見舞金・義援金をまとめたものです。

(10月31日現在)

被害程度	支給元	災害見舞金	災害義援金	支給予定額合計
全 壊	新宮市	50,000 円	100,000 円	460,000 円
	和歌山県	10,000 円	300,000 円	
大規模半壊	新宮市	30,000 円	100,000 円	285,000 円
	和歌山県	5,000 円	150,000 円	
半 壊	新宮市	30,000 円	50,000 円	235,000 円
	和歌山県	5,000 円	150,000 円	
床上浸水	新宮市	20,000 円	25,000 円	100,000 円
	和歌山県	5,000 円	50,000 円	

市の災害見舞金制度について

- 新宮市の災害見舞金につきましては、以下の要件に該当する世帯が対象となります。
新宮市内に住所を有する者が現に居住する新宮市の区域において、台風12号により家屋に被害を受けた世帯
- 市の災害調査に基づいて災害の程度により、支給いたします。
支給方法について原則として該当者名義の口座への振込みとなっています。
- 床上浸水以上の家屋調査を行った時に口座振込依頼書を提出している方はその口座に振り込みいたしますので、申請の必要はありません。
まだ手続きを行っていない方は、手続きをお願いします。

その他のお問い合わせ先

① 修理にかかる専門家

相談内容	窓口名	お問い合わせ
住宅の建替えや修繕等に関する技術的な相談	和歌山県建築士事務所協会	073-432-6539
	和歌山県建築士会 新宮支部	0735-52-5519
	日本建築家協会近畿支部	073-432-1558
	和歌山地域会	
住宅の修繕等の見積り・業者の選定に関する相談	新宮建築組合	0735-21-0706

② 訪問販売や悪質商法等の相談窓口

名称	電話番号	開設日
県消費生活センター	073-433-1551	平日 9:00～17:00
県消費生活センター 紀南支所	0739-24-0999	土日 10:00～16:00
新宮警察署	0735-21-0110	

③ 法律関係の相談窓口

名称	お問い合わせ
和歌山弁護士会	073-422-4580
移動県民相談の予約（東牟婁振興局）	0735-21-9607
法テラス和歌山	050-3383-5457

④ 事業資金の申し込みや債務返済等経営に関する相談窓口

名称	お問い合わせ
新宮商工会議所	0735-22-5144
東牟婁振興局企画産業課	0735-21-9649
和歌山県信用保証協会田辺支所	0739-22-4666
日本政策金融公庫田辺支店	0739-22-6120